

次期障害者計画のための市民アンケート調査等について

1 調査の目的

「まつど3つのあいプラン（第3次松戸市障害者計画・第6期松戸市障害福祉計画・第2期松戸市障害児福祉計画）」が令和5年度末をもって終了するため、「第4次松戸市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）の策定に当たり、障害のある人のニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とします。

2 調査対象者及び調査方法

区分	調査対象	対象数	調査方法
①障害のある人 (18歳以上) 調査	市内在住の18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病指定を受けている方	4,000人	郵送による配布・回収、Web調査
②障害のある人 (18歳未満) 調査	市内在住の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病指定を受けている方	1,000人	
③障害のない人調査	市内在住の①障害者調査、②障害児調査、④医療的ケア児実態・ニーズ調査に該当しない方	1,000人	
④医療的ケア児 実態・ニーズ調査	市内の医療的ケア児およびその保護者	約80人	
⑤障害福祉サービス 事業所調査	障害福祉サービス等を提供している市内の全事業所	約220カ所	

3 調査対象別の調査目的

区分	調査の目的
①障害のある人 (18歳以上) 調査	障害のある人の現在の生活の実態や課題、障害福祉サービス等の利用状況や利用意向、障害者施策に対する意見・要望等を把握する。
②障害のある人 (18歳未満) 調査	障害のある子どもの現在の生活の実態や課題、障害福祉サービス等の利用状況や利用意向、障害者施策に対する意見・要望等を把握する。
③障害のない人調査	障害福祉に対する意識や意向、福祉のまちづくりに向けた意見等を把握する。
④医療的ケア児 実態・ニーズ調査	本市に居住する医療的ケア児及びその家族の現状や支援ニーズ、教育・保育の現状・課題、災害時等の支援等について把握する。
⑤障害福祉サービス 事業所調査	サービスを実施している各事業所の運営状況・サービスの提供状況等の実態や課題、医療的ケアに係る取組意向や災害時の対策等について把握する。

4 新規設問の概要

新規設問については、「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（社会保障審議会 障害者部会 報告書 R4.6.13）」の基本的な考え方や障害福祉に関わる本市の関連計画の視点等を踏まえ、設定しています。

※1 参考資料では設問設定の際に参照した上記報告書の該当箇所を記載しています。

※2 (者)…障害のある人（18歳以上）調査、(児)…障害のある人（18歳未満）調査
 (般)…障害のない人調査、(医ケア)…医療的ケア児実態・ニーズ調査
 (事業所)…障害福祉サービス事業所調査

設問の視点	新規設問	主な設問※2
①誰もが社会の一員として尊厳と誇りをもって暮らすことができる地域共生社会を実現する地域づくりの視点 [参考資料3、5頁参照]※1	・合理的配慮の認知度	問 49 (者) 問 50 (児) 問 17 (般)
	・合理的配慮を進めていく上で必要なこと	問 23 (事業所)
	・障害のある人に関するマーク・標識の認知度	問 53 (者) 問 54 (児) 問 8 (般)
②文化・芸術活動やスポーツ等への障害者の社会参加の機会が確保され、障害の有無に関わらず、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会づくりの視点 [参考資料4頁参照]	・「障害のある人にとって社会参加しやすいまち」の認識 ・「障害のある人にとって社会参加しやすいまち」と思わない理由 ・文化・スポーツ活動などをより一層活発にするために必要なこと	問 44 (者) 問 45 (児) 問 29 (般)
③障害者のコミュニケーションやアクセシビリティの向上に向けた視点 [参考資料3頁参照]	・障害者の福祉に関する情報入手の満足度 ・知りたい情報 ・情報の入手について困っていること	問 61 (者) 問 62 (児)
④サービスの質の確保・向上に向けた地域生活支援拠点等の機能強化の視点 [参考資料3、5頁参照]	・「緊急一時支援」の認知度、利用意向	問 65 (者)
⑤感染症対策の視点 [参考資料5頁参照]	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、心配なことや不安なこと	問 52 (医ケア)
	・感染症対策の取組状況 ・新型コロナウイルスの対策で、困ったこと	問 21 (事業所)
⑥防災対策の視点 [参考資料5頁参照]	・災害時対策の取組 ・災害時に障害のある人への支援において協力できること	問 19 (事業所)
⑦医療的ケア児への支援の視点 [参考資料4頁参照]	・医療的ケア児への支援の実施について ・看護師による医療的ケア児への支援の実施について ・介護職員による医療的ケアの実施について ・医療的ケア児への支援に関するリスク・不安の軽減について ・医療的ケア児の相談支援について	問 24 (事業所)

新設設問に関する参考資料

1 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（社会保障審議会 障害者部会 報告書 R4.6.13）（一部 抜粋）

（1）基本的な考え方

① 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

ア 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、障害者が希望する多様な地域生活の実現に向けた支援や地域生活支援拠点等の整備・充実等を図ることが必要である。

【設問の視点④】

- どのような相談もまずは受け止める、アクセスしやすい相談体制を整備するため、地域で中核的な役割を果たす相談支援の機関を中心に、本人の希望する暮らしを形づくり、継続するための相談支援の充実・強化が必要である。
- こうした取組を進めるに当たっては、障害者総合支援法の基本理念である「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され」ること等を踏まえ、入所施設や病院からの地域移行を促進する必要があることを明確化していくとともに、親元からの自立を含めたライフステージ全体や、様々な地域生活を支える社会資源全体の基盤整備も視野に入れた、障害者本人の意思を尊重すること、個々の障害者の支援の必要性に即することを基本とした総合的な支援を進めていく必要がある。
- 障害者本人の意思を尊重し、希望する暮らしを実現していくためには、障害者本人に関わる支援者が一体となって丁寧に意思決定支援を実施していくことが重要である。
- さらに、自らも障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら障害者のための支援を行うピアサポートの取組は、障害者のエンパワメント等の観点から重要な意義があることを踏まえつつ、さらに促進していく必要がある。
- また、障害者支援施設については、重度障害者等に対する専門的・個別的支援の提供の推進、施設の有する知識・経験等の地域の事業者への還元等による地域への貢献などを行いつつ、施設からの地域移行を進める必要がある。

イ 地域共生社会の実現

- 高齢、子ども、生活困窮等の分野の施策と連携し、相談支援や社会参加支援、居場所づくりといった支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備が進められており、今回の見直しにおいても、誰もが社会の一員として尊厳と誇りをもって暮らすことができる地域共生社会を実現する地域づくりに資する取組を推進する必要がある。

【設問の視点①】

- 障害者総合支援法の基本理念でも掲げられているように、「地域社会において他の人々と共生することを妨げられ」ず、「障壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のもの」の除去に資することを旨とし、第208回通常国会において「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」が成立し、附帯決議が付されたことも踏まえ、障害者のコミュニケーションやアクセシビリティを円滑にしていくことが重要である。その際、判断やコミュニケーションに支援が必要な障害者の場合は、その特性に配慮したコミュニケーション支援・意思決定支援に取り組む必要がある。 **【設問の視点③】**

また、意思疎通支援の担い手を数・質ともに確保できるよう長期的・段階的に検討していく必要がある。

- 文化・芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害者の社会参加の機会が確保され、障害の有無に関わらず、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指し、地域住民の障害理解の促進にも取り組む必要がある。【設問の視点②】

ウ 医療と福祉の連携の推進

- 障害児・者の地域生活と健康を支えていくためには、本人の希望に応じた暮らしを実現する観点から、福祉と医療の両面からの支援・マネジメントが重要である。障害者の高齢化や障害の重度化、医療的ケア児や医療的ケアが必要な障害者、精神障害者、難病患者などへの支援の必要性を踏まえ、多様な障害特性にも配慮しつつ、保健・医療、福祉及びその他の施策の連携を推進することが必要である。【設問の視点⑦】
- このため、障害福祉サービスの利用や計画相談支援をはじめとする相談支援など地域生活や就労等の様々な場面において医療と連携した支援が適切な形で行われることが重要であり、医療と福祉双方の従事者の相互理解の促進に基づく有機的な多職種の連携の在り方について、引き続き検討が必要である。

エ 精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進する必要がある。
- 精神障害の特性として、疾病と障害とが併存しており、その時々 of 病状が障害の程度に大きく影響することから、医療機関と福祉サービスとの連携を十分に確保しながら、住まい、就労等に関する支援を含め、病状の変化に応じた多様なサービスを地域で切れ目なく受けられるようにし、「支える側」・「支えられる側」という関係を超越して、相互に助け合えるようにすることが求められている。
- こうした取組は、地域共生社会の実現に向けても欠かせないものである。

② 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

ア 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- 障害児に対する支援に当たっては、障害特性や保護者の障害受容等に十分配慮しながらも、早期発見・早期支援を重視して進めることが重要である。また、発達障害の認知の広がりや女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加により、児童発達支援や放課後等デイサービスのサービス量が大きく拡大している一方で、質の確保が重要な課題となっており、支援の質の向上を図り、相談対応を含めた地域の支援体制を整える必要がある。
- また、地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある。
- また、障害のある子どもも、成長した後は、大人として個を尊重され、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが必要である。障害児入所施設に入所した児童が18歳以上となっても障害児入所施設に留まっている、いわゆる「過齢児」の課題については、児者それぞれに相応しい環境が確保されるよう、取組を一層進めるため、新たな移行調整の枠組みを構築していく必要がある。
- こうした障害児支援を検討するに際しては、障害のある子どもの最善の利益の保障を第一にしながら、家族支援の視点を大切にすること、また、教育と福祉の連携に留意しながら進められることが重要である。さらに、障害児への支援にあたっては、居宅における介護に係る支援も含め、個々の状況に応じた適切な支援の提供が図られるようにしていく必要がある。

(2) 各論点について

① 障害者の居住支援について

- 地域生活支援拠点等については、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備を図るとともに、入所施設や精神科病院等における地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うことが重要である。【設問の視点④】

2 第7次千葉県障害者計画（R3.3）（一部 抜粋）

(1) 第2部 現状と課題及び今後の施策の方向性

① 主要な施策

ア 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

- 障害のある人への理解の促進

新型コロナウイルス感染拡大の防止と日常生活の両立のため、「新しい生活様式」が実践される中、障害のある人から障害特性により生活上の様々な不安や不便を感じているという声があります。「新しい生活様式」の下での障害のある人への適切な配慮等について、周知・啓発を図る必要があります。「新しい生活様式」の下での障害のある人への配慮等、障害のある人への理解の促進について、ホームページへの掲載など、広く県民や事業者に向けて周知を図ります。【設問の視点⑤】

イ 様々な視点から取り組むべき事項

- 暮らしの安全・安心に関する支援

障害のある人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるよう、防犯・防災対策の推進、犯罪被害者等の支援に努めます。また、悪質商法などの消費者被害を防止するために、市町村、関係機関等と連携して、障害のある人を地域で守る仕組みづくりを推進します。【設問の視点⑥】

- 障害のある人に関するマーク・標識の周知

行政・民間団体等により設けられている各種の障害のある人に関するマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性を伝えると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものであり、これらのマークの県民への周知・普及と理解の促進を図ります。【設問の視点①】

3 松戸市地域福祉計画（H30.1）（一部 抜粋）

(1) 第4章 安心して暮らせるまちづくり

① 取組課題【推進項目】 1. 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり

【施策の方向性】

- 防災対策の推進
- 自主防災組織単位での知識・情報提供等の取り組みによる防災意識の向上
- 実践的な防災訓練の実施
- 自主防災組織の結成の促進、充実強化
- 避難行動要支援者名簿の活用促進

【設問の視点⑥】